静岡文化芸術大学キャリアセンター規程

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人静岡文化芸術大学組織規則第 19 条の規定に基づき、静岡文化芸術大学キャリアセンター（以下「キャリアセンター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　キャリアセンターは、静岡文化芸術大学（以下「本学」という。）の学生のキャリア形成及び進路支援、並びに卒業生との連携及び卒業生の生涯にわたっての人材育成を包括的に行うことを目的とする。

（所掌事項）

第３条　キャリアセンターは、次の業務を行う。

(1)　キャリア教育やキャリア形成に係る調査研究、企画立案及び実施に関すること。

(2)　進路支援策の企画立案及び実施に関すること。

(3)　卒業生に係る現況調査・連携促進等の企画立案及び実施に関すること。

(4)　卒業生の生涯にわたっての人材育成を図るため方策に係る調査研究、企画立案及び実施に関すること。

（組織）

第４条　キャリアセンターは、次に掲げる者をもって組織する。

(1)　キャリアセンター長

(2)　副キャリアセンター長

(3)　その他学長が指名する教員（以下「センター教員」という。）

(4)　学生支援室長

(5)　事務職員

２　キャリアセンター長は、学長が指名する本学の教員をもって充て、キャリアセンターの業務を掌理する。

３ 副キャリアセンター長は、キャリア支援担当部長をもって充てる。

４ 事務職員は、学生支援室キャリア支援係の所属職員をもって充てる。

（キャリアセンター会議）

第５条　キャリアセンターに、キャリアセンターの所掌事項を調査・審議するため、静岡文化芸術大学キャリアセンター会議（以下「キャリアセンター会議」という。）

を置く。

（キャリアセンター会議の組織）

第６条　キャリアセンター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　キャリアセンター長
(2)　副キャリアセンター長
(3)　副学長
(4)　学部長
(5)　進路部会長
(6)　センター教員
(7)　事務局長
(8)　学生支援室長

（委員の任期）

第７条　前条第１号、第６号の委員の任期は原則として４年とする。ただし、２年で交代することを妨げない。なお、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は妨げない。

（委員長）

第８条　キャリアセンター会議に委員長を置き、キャリアセンター長をもってこれに充てる。

２　委員長は、キャリアセンター会議の会務を総理する。

３　委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が職務を代理する。

（会議）

第９条　キャリアセンター会議は、委員長が召集し、その議長となる。

２　会議は、委員の３分の２以上の出席により成立する。

３　会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（部会）

第 10 条　キャリアセンター会議に、進路部会を置く。

２　進路部会の組織及び所掌事項等については、別に定める。

（事務）

第 11 条　キャリアセンターの事務は、学生支援室キャリア支援係で処理する。

（委任）

第 12 条　この規程に定めるもののほか、キャリアセンターの運営に関し必要な事項は、キャリアセンター長がキャリアセンター会議に諮って定める。

附　則

この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、令和８年９月１日から施行する。